
別添 1 事後調査計画等の進捗状況

1-1 事業の概要	1
1-1-1 事業の概要	1
1-1-2 対象事業の名称	1
1-1-3 対象事業の種類	1
1-1-4 実施区域の位置	1
1-1-5 施設の概要	5
1-2 事後調査項目	7
1-3 事後調査計画等の進捗状況	8
1-3-1 対象事業の進捗状況	8
1-3-2 事後調査計画の進捗状況	8

別添 1 事後調査計画等の進捗状況

1-1 事業の概要

1-1-1 事業の概要

横須賀市（以下、「本市」という。）では、三浦市と共同でゴミ処理の広域化を推進しており、本市に焼却施設と不燃ゴミ等選別施設、三浦市に最終処分場を配置することとしている。

本市の可燃ゴミは、南処理工場で処理を行っているが、昭和58年の設置以来30年以上経過し老朽化が進んでいることから、将来的に安定した処理を維持するために、南処理工場に代わる新たな焼却施設と不燃ゴミ等選別施設を横須賀市長坂5丁目に建設することを計画した。

本事業は、「神奈川県環境影響評価条例」による環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業（廃棄物処理施設の建設、宅地の造成、発生土処分場の建設）であることから、同条例に基づき、『横須賀ゴミ処理施設環境影響予測評価実施計画書』を平成23年10月に、『横須賀ゴミ処理施設環境影響予測評価書案』を平成25年11月に、『横須賀ゴミ処理施設環境影響予測評価書』を平成26年7月に神奈川県知事に提出した。

その後、「着手届」を平成26年9月26日（発生土処分場の建設）及び平成26年10月10日（廃棄物処理施設の建設、宅地の造成）に提出して事業に着手し、「完了届」を令和2年3月30日に提出した。

1-1-2 対象事業の名称

名称：横須賀ゴミ処理施設

1-1-3 対象事業の種類

種類：廃棄物処理施設の建設、発生土処分場の建設、宅地の造成

1-1-4 実施区域の位置

実施区域の位置を図1-1及び図1-2に示す。

実施区域は神奈川県横須賀市長坂5丁目3878番地他に位置し、その一部には本市不燃ゴミ減容固化施設が立地している。

実施区域の位置する本市は、神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接している。市域は、東西に約16km、南北に約16km、面積は100.82km²で東京都心から50km圏内にある。

主要部の地形は、標高100～200m内外の起伏の多い丘陵地及び山地からなり、広い平地の少ない地形となっている。

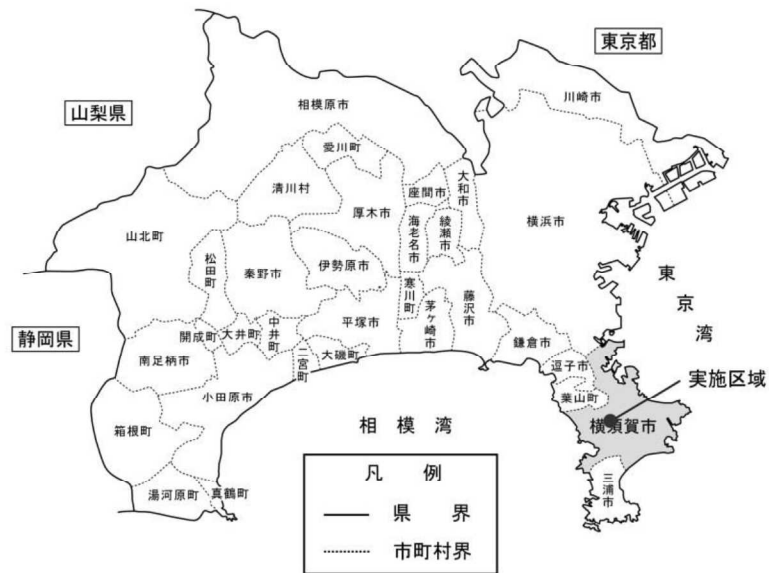
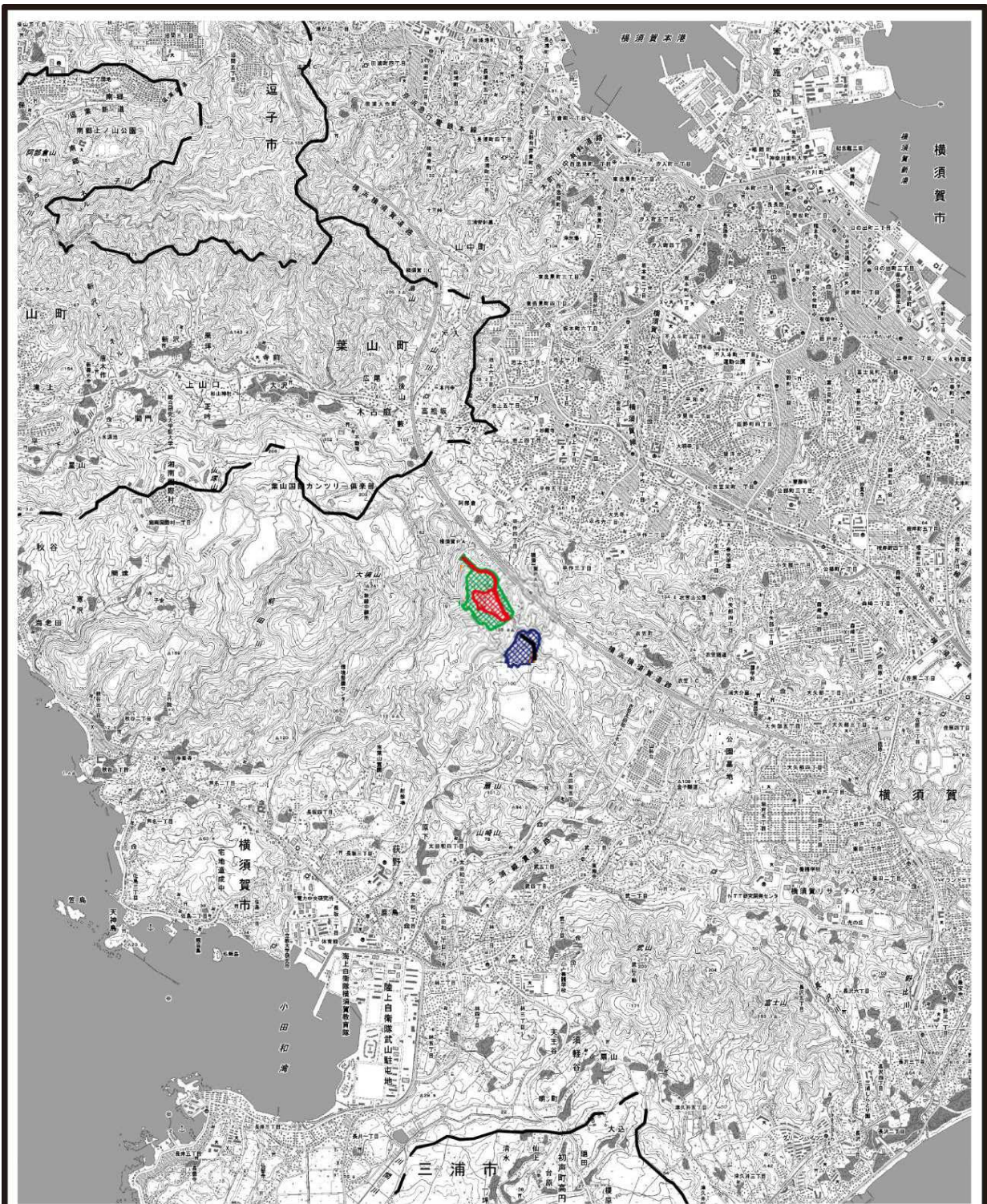


図 1-1 神奈川県における実施区域の位置



凡例







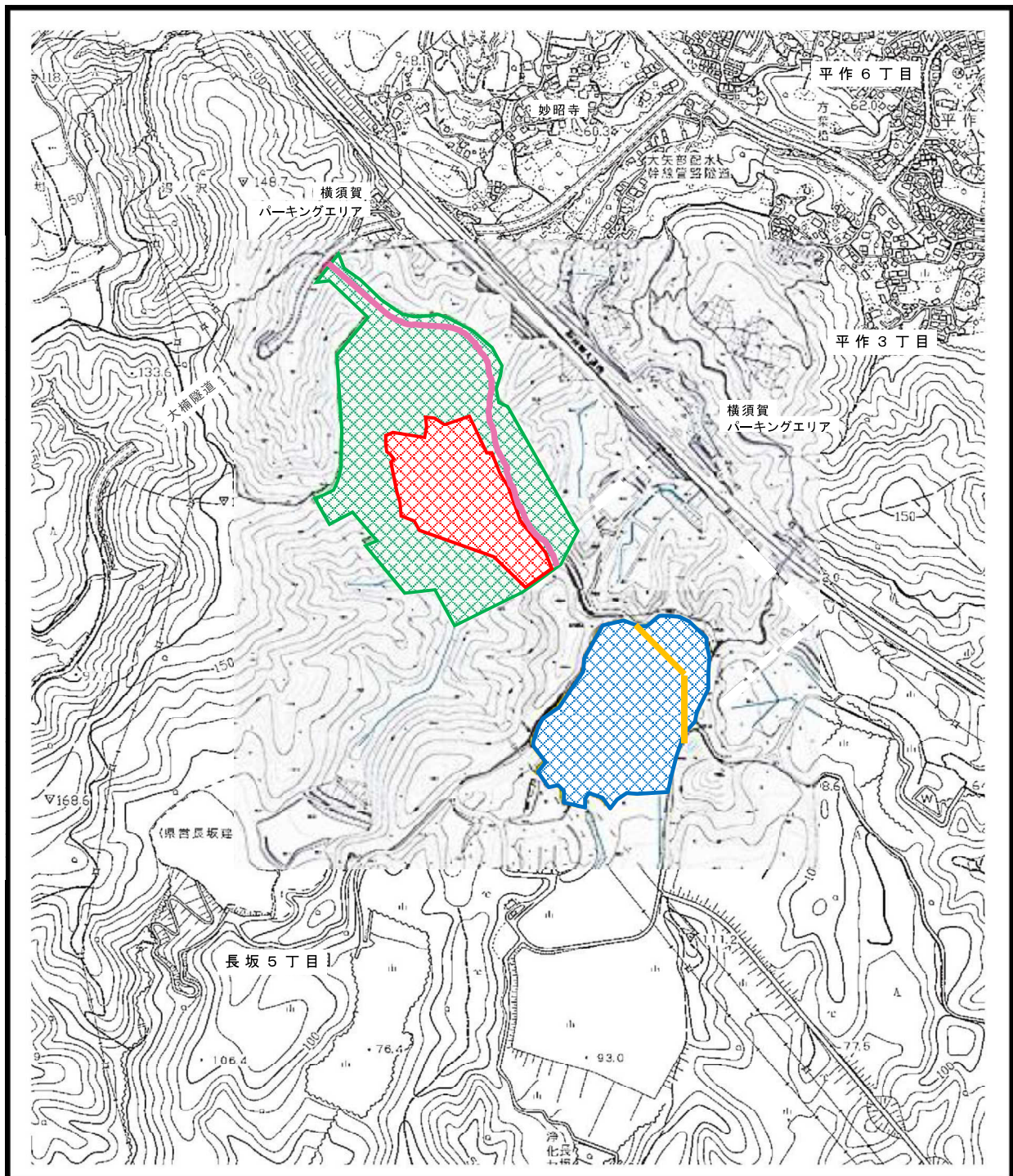
-  : 廃棄物処理施設 (宅地の造成を含む)
-  : 宅地の造成 (残置森林(最大範囲))
-  : 発生土処分場
-  : 新設搬入道路
-  : 暫定搬入道路
-  : 市町界








図 1-2-1 実施区域の位置

注) 宅地の造成 (残置農林 (最大範囲)) には、搬入道路の新設に伴い形成される法面等を含んでいる。



凡 例

- | | | | |
|---|-------------------------|---|----------|
|  | : 廃棄物処理施設
(宅地の造成を含む) |  | : 新設搬入道路 |
|  | : 宅地の造成
(残置森林(最大範囲)) |  | : 暫定搬入道路 |
|  | : 発生土処分場 | | |

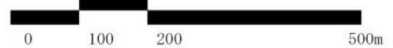


図 1-2-2 実施区域の位置

注) 宅地の造成(残置農林(最大範囲))には、搬入道路の新設に伴い形成される法面等を含んでいる。

1-1-5 施設の概要

施設の概要は表1-1に示すとおりである。敷地配置図は図1-3に示すとおりである。
また、廃棄物の処理フローは図1-4に示すとおりである。

表 1-1 施設の概要

区 分		概 要
実 施 区 域	廃棄物処理施設の建設	焼却施設：約 360t/日 不燃ごみ等選別施設：約 30t/日（5h）
		関連事業
		新規搬入道路 約 700m 暫定搬入道路 約 200m
	発生土処分場の建設	約 7.0ha
	宅地の造成	約 16.0ha
	廃棄物処理施設区域 新設搬入道路区域 残置森林（雑木林を含む）	約 4.3ha
		約 1.2ha
約 10.5ha		
施 設 の 概 要	施設名称	横須賀ごみ処理施設「エコミル」
	建築面積	焼却施設：約 5,500 m ² 不燃ごみ等選別施設：約 3,200 m ²
	建物構造	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
	高さ	焼却施設：約 30m 不燃ごみ等選別施設：約 19m
	処理方法	焼却施設：全連続式ストーカ炉による焼却処理 不燃ごみ等選別施設：破碎選別
	処理能力	焼却施設：120t×3炉/日=360t/日 不燃ごみ等選別施設：30t/5h
	排ガス処理	ろ過式集じん器 消石灰、活性炭吹込み 湿式廃ガス洗煙装置 触媒脱硝設備
	余熱利用	蒸気タービン発電（6,600kW）
	供用開始時期	令和2年3月1日

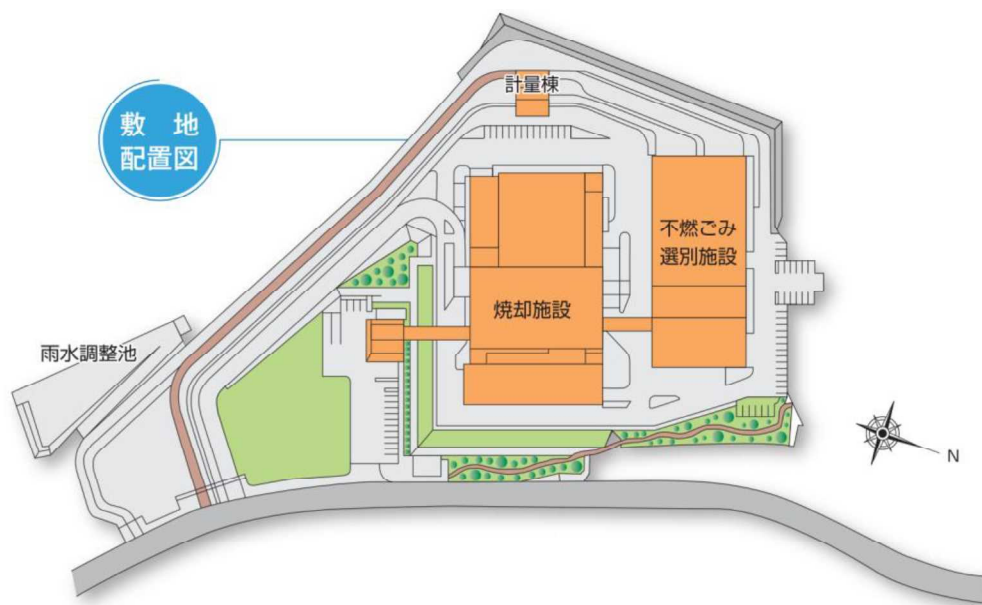


図 1-3 施設配置図

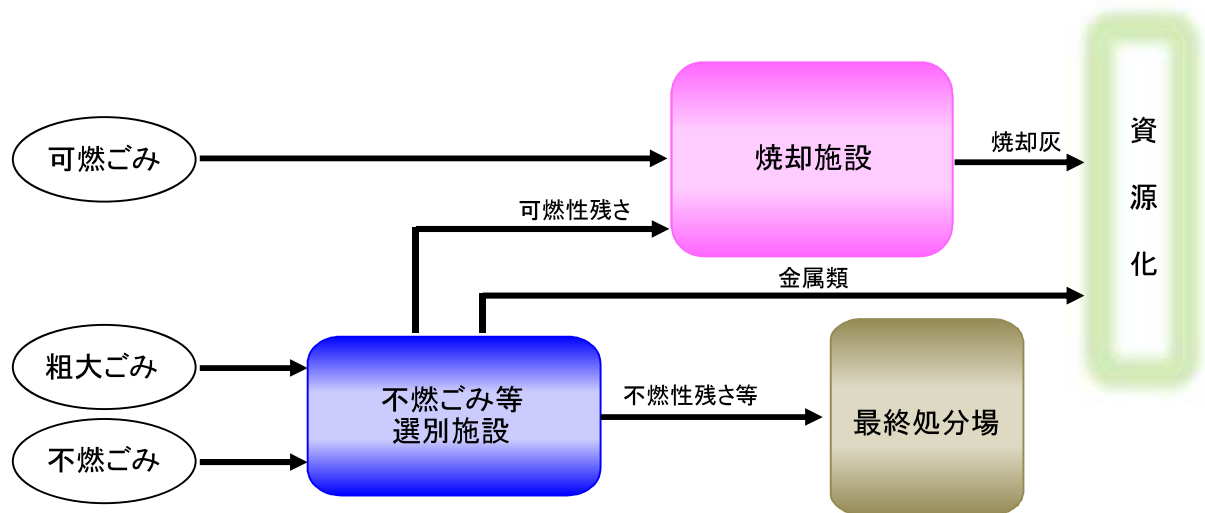


図 1-4 処理フロー

1-2 事後調査項目

事後調査を実施する必要のある項目については、環境影響予測評価書（平成26年7月、以下「予測評価書」という。）において表1-2に示すとおり選定した。

表 1-2 事後調査項目の選定及び事後調査を実施しない理由

評価項目	区 分		工 事 中	工 事 完 了 後	供 用 開 始 後	事後調査を実施しない理由等
大気汚染	環境基準 設定項目	二酸化硫黄	—	—	○	—
		浮遊粒子状物質	○	—	○	—
		二酸化窒素	○	—	○	—
		ダイキソ類	—	—	○	—
	規制物質	塩化水素	—	—	○	—
		粉じん	×	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
水質汚濁	生活環境項目	濁りの指標	×	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
		汚れの指標	×	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
土壌汚染	土壌汚染		×	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
騒音	騒音		○	—	○	—
低周波音	低周波音		—	—	○	—
振動	振動		○	—	○	—
悪臭	悪臭		—	—	○	—
廃棄物	廃棄物		—	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
発生土	発生土		×	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
水象	河川		—	×	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
地象	傾斜地の崩壊		×	—	—	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
植物 動物 生態系	植 物		○	○	○	—
	動 物		×	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	水生生物		×	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	生態系		×	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
景観	景観		—	—	○	—
レクリエーション資源	レクリエーション資源		×	×	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
温室効果ガス	温室効果ガス		×	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
安全	危険物等		—	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
	交通		×	—	×	下記ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

注) ○：事後調査を実施する項目、×：事後調査を実施しない項目、—：予測評価を実施していない項目を表す。

なお、表中の「事後調査を実施しない理由等」欄におけるア、イ、ウは下記のとおりである。

ア. 予測の精度が十分でなく、検証を要するもの。

イ. 効果が出現するのに時間を要するか又は効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講ずるもの。

ウ. 将来において周辺状況に変化が生じること等が予想され、事後調査の結果に基づく環境保全対策の修正等があらかじめ見込まれるもの。

表 1-4 工事中における事後調査（実施済み）

評価項目	調査事項	調査地点等	調査時点	調査実施時期	備考
①植物	環境保全対策 (移植)	移植元及び移植先	移植元の造成着手前	平成 26 年 11 月	事後調査報告書 (第 1 回)
	定着状況	移植先	ツルギキョウの 開花・結実期	平成 27 年 9 月以 降の毎年 9～10 月 (平成 30 年～令和 元年は 5 月を追 加)	事後調査報告書 (第 2 回 ～第 6 回)
②大気汚染	工事中の資材運搬車 両等の走行に伴う大 気汚染評価物質濃度 (浮遊粒子状物質、 窒素酸化物(二酸化 窒素、一酸化窒素))	資材運搬車両等の通過 する沿道の道路境界	発生土搬出のピークとな る時期の 1 年間のうち 1 季 1 週間	平成 27 年 5 月	事後調査報告書 (第 2 回)
			建設資材等運搬のピーク となる 1 年間のうち 1 季 1 週間	平成 30 年 11 月	事後調査報告書 (第 5 回)
③騒音	工事中の資材運搬車 両等の走行に伴う道 路交通騒音レベル及 び自動車交通量	資材運搬車両等の通過 する沿道の道路境界	発生土搬出のピークとな る時期の 1 日のうち資材 運搬車両等の走行時間帯	平成 27 年 5 月	事後調査報告書 (第 2 回)
			建設資材等運搬のピーク となる時期の 1 日のうち 資材運搬車両等の走行時 間帯	平成 30 年 11 月	事後調査報告書 (第 5 回)
④振動	工事中の資材運搬車 両等の走行に伴う道 路交通振動レベル	資材運搬車両等の通過 する沿道の道路境界	発生土搬出のピークとな る時期の 1 日のうち資材 運搬車両等の走行時間帯	平成 27 年 5 月	事後調査報告書 (第 2 回)
			建設資材等運搬のピーク となる時期の 1 日のうち 資材運搬車両等の走行時 間帯	平成 30 年 11 月	事後調査報告書 (第 5 回)

注) 1. ②～④については、工事の工程及び周辺の道路整備状況により周辺地域における関係車両通行のピークが異なるため、周辺地域の調査を 2 回（平成 27 年度及び平成 30 年度）に分けて実施した。

表 1-5 供用開始後（工事完了後を含む）における事後調査

評価項目	調査事項	調査地点等	調査時点	調査実施時期	備考
①植物	定着状況	移植先	ツルギキョウの開花期	令和2年5月 令和2年10月	事後調査報告書 (第7回)
②大気汚染	関係車両の走行に伴う大気汚染評価物質濃度（浮遊粒子状物質、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素））	関係車両の通過する沿道の道路境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち1季1週間	令和2年9月 ^{※1}	事後調査報告書 (第7回)
③騒音	関係車両の走行に伴う道路交通騒音レベル及び自動車交通量	関係車両の通過する沿道の道路境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日のうち関係車両の走行時間帯	令和2年9月 ^{※1}	事後調査報告書 (第7回)
④振動	関係車両の走行に伴う道路交通振動レベル	関係車両の通過する沿道の道路境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日のうち関係車両の走行時間帯	令和2年9月 ^{※1}	事後調査報告書 (第7回)
⑤大気汚染	廃棄物処理施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染評価物質濃度（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物（二酸化窒素、一酸化窒素）、ダイオキシン類及び塩化水素）	予測範囲内の最大着地濃度出現地付近他	施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち4季各1週間	令和2年6月 ^{※1} 令和2年9月 令和2年11月 令和3年2月	事後調査報告書 (第7回)
⑥騒音 低周波音	廃棄物処理施設の稼働に伴う工場騒音レベル及び低周波音の音圧レベル	敷地境界及び周辺住宅地	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日間	令和2年11月 ^{※2} 令和2年12月	事後調査報告書 (第7回)
⑦振動	廃棄物処理施設の稼働に伴う工場振動レベル	敷地境界	施設の稼働が定常の状態となる時期の1日間	令和2年6月	事後調査報告書 (第7回)
⑧悪臭	廃棄物処理施設の稼働に伴う悪臭の影響	敷地境界及び周辺住宅地	施設の稼働が定常の状態となる時期で影響が最大となる時期の施設稼働時1日間、休炉時1日間	令和2年7月 ^{※3} (運転時) 令和2年12月 (休炉時)	事後調査報告書 (第7回)
⑨景観	廃棄物処理施設の存在に伴う景観への影響	施設周辺	供用開始後	令和2年5月	事後調査報告書 (第7回)

※1 計画時は令和2年5月を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたため、通常状態ではないとし時期を変更して実施した。

※2 6月、11月及び12月に調査を実施したが、6月及び11月は強風または周辺道路交通騒音により暗騒音が高くなったため、低周波音・周辺住宅地での騒音については11月調査時、工場騒音については12月に実施した調査の結果を採用した。

※3 計画時は令和2年5月を予定していたが、影響が最大となる時期として夏季（7月）を選定した。また休炉が行われたのは12月であったため、休炉時調査は12月に実施した。